

# 要 旨

## 1 作成の背景

近年、ゲノム技術の進展とともに、親子関係の生物学的真偽を判定する DNA 親子鑑定が法的規制のない民間サービスとして広まりを見せている。特に、出生前に母体から採取した血液を用いた非侵襲的 DNA 鑑定により、胎児のゲノムを解析し、推定父親との親子関係を判定できるようになったことで、倫理的・法的な課題が顕在化している。本報告は、2022年9月に日本学術会議臨床医学委員会臨床ゲノム医学分科会で開催された公開シンポジウムを契機とし、医学、法学の専門家が協力して作成したものである。

## 2 現状及び問題点

DNA 親子鑑定は、医療としての診療行為ではなく民間の営利事業として展開されている。鑑定方法は高度に発展し、STR (短鎖反復配列) や SNP (一塩基多型) 等の技術により 99.99% 以上の確率で父子関係の肯定・否定が可能である。

一方で、その実施方法や品質管理には統一的な監督体制が存在せず、任意で送付された体液・毛髪・吸い殻等から第三者の同意なく検体が採取される事例も報告されている。また、司法手続の場合でも、民間業者の鑑定結果が証拠として扱われる場合とそうでない場合とが混在しており、法的整合性に乏しい。

さらに、遺伝的親子関係と民法上の親子関係との間に齟齬がある点も深刻である。例えば、社会的に父とされる人物との関係性が否定され、あるいは逆に認知された子との関係を遺伝的根拠で否定しようとする訴訟が発生しており、最高裁判所で意見が割れる判例も存在する。出生届や認知、婚姻外の出産、代理懐胎、性別変更後の出産等、従来の制度設計では対応が困難な複雑な事例が現実に生じている。

## 3 報告の内容

本報告は、近年急速に市場化されている DNA 親子鑑定の実用化が、我が国における親子関係・家族観・法制度に与える影響について、医学的、生物学的、法的観点から多面的に考察し、社会的な議論を喚起することを目的としている。DNA 親子鑑定は、医療行為とは異なる位置付けで営利目的に提供されており、その法的規制や社会的理解は十分ではない。本報告では、現状の技術・制度の問題点を明らかにするとともに、今後必要とされる制度整備についても言及する。以下の観点から DNA 親子鑑定にまつわる問題点を整理し、今後進めるべき議論の方向性について検討する。

(1) 技術の概要とその限界：DNA 多型の種類と鑑定法の進歩について概説した上で、鑑定結果の信頼性とその限界について整理する。

(2) 司法判断との乖離：実際の民事訴訟において、DNA 鑑定の結果が必ずしも法的親子関係の判断と一致しない事例について紹介し、科学と法とのギャップを提示する。

(3) 国内外の規制状況の比較：アメリカやフランス、ドイツ、韓国等の制度を比較し、日本における規制の欠如とそのリスクについて指摘する。

(4) 倫理的・社会的影響：出生前鑑定による中絶の判断、擬父の同意なき鑑定の実施等、倫理的課題についても検討する。

(5) 今後の制度的対応：民法改正の経過をその背景とともに振り返り、DNA親子鑑定をめぐる法的課題について整理する。

本報告は、現時点で結論を導くことを目的とせず、関係者や市民が事実と課題を共有することを通じて、国民的議論の活性化と制度の適正化につなげることを意図するものである。